

令和元年度 西三河北部圏域 第2回保健医療福祉推進会議 議事録

1 日 時

令和2年1月28日(火) 午後2時40分から午後3時30分

2 場 所

豊田加茂医師会館 1階 会議室

3 出席者

別添出席者名簿のとおり

4 傍聴人

なし

5 議事等

議題：

介護保険施設等の整備承認について

報告事項：

(1) 豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について

(2) 災害医療体制について

6 会議の内容

【衣浦東部保健所 津嶋次長】

令和元年度西三河北部圏域 第2回保健医療福祉推進会議を始めさせていただきます。

先の会議に引き続き、本日の会議の進行を努めさせていただきます、衣浦東部保健所 次長の津嶋です。

それでは、委員会に先立ち、開催者を代表いたしまして、衣浦東部保健所 丸山所長からご挨拶を申し上げます。

【衣浦東部保健所 丸山所長】

愛知県衣浦東部保健所長の丸山でございます。

本日は、お忙しいところ、令和元年度第2回 西三河北部圏域 保健医療福祉推進会議にご出席いただきましてありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃から本県の保健・医療・福祉の推進にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

この会議の前に開催しました地域医療構想推進委員会からご出席いただいております皆様には、引き続きよろしく申し上げます。

さて、この会議は、保健・医療・福祉に関する施策について、関係機関との相互の連絡調整を図ることにより、円滑かつ効率的に実施するために開催しております。

本日は、議題としまして、豊田加茂福祉相談センターから提出されました「介護保険施設等の整備承認」についてご審議いただきます。その後で報告事項としまして、豊田加茂福祉相談センターより「児童相談の状況について」、衣浦東部保健所より「災害医療体制について」、ご報告させていただく予定であります。

本日は、皆さま、それぞれのお立場から忌憚のない意見をいただけますようお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。

【衣浦東部保健所 津嶋次長】

それでは、会議に先立ちまして、資料の確認をいたします。事前に配布させていただきました資料については、

- 次第
- 開催要領
- 資料1 介護保険施設等の整備計画について
- 資料2 豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について
- 資料3-1 西三河北部医療圏における災害医療体制について
- 資料3-2 県保健所の災害時の所管区域に対する意見聴取内容

本日配布資料としましては、

- 出席者名簿

○配席図

それと、豊田市保健所配布の「地域災害医療対策会議の所管区域の見直しについて」というA4一枚の紙の資料です。

不足があります方、本日資料を持参されなかった方がありましたらお申し出ください。

続きまして、本日も出席いただきました皆様をご紹介いたしますのが本来ですが、時間の関係もごございますので、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」を持ちまして、ご紹介に代えさせていただきます。

次に傍聴者であります、本日の傍聴人はございません。

次に本会議の議長についてです。この会議の議長につきましては、愛知県保健医療福祉推進会議開催要領、以下開催要領と申しますが、こちらの第4条第2項により「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」となっています。事務局といたしましては、豊田加茂医師会長の渡邊様を議長に推薦したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。皆様の総意ということで、渡邊様にお願いしたいと存じます。それでは、渡邊様、お願いいたします。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

豊田加茂医師会長の渡邊です。この会議の議長を務めさせていただきます。円滑に議事を進めたいと思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りますが、公開・非公開の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

【衣浦東部保健所 津嶋次長】

本会議の議事については、開催要領第5第1項に従い、公開といたします。また開催要領第5第2項により、議事録および資料は原則公開とさせていただきます。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

つづいて、開催要領第4第3項に基づき委員会の成立について事務局から報告してください。

【衣浦東部保健所 津嶋次長】

本委員会の構成員の人数は17名です。出席委員数は15名、うち委任状2名、欠席委員数は、2名、です。

以上のことから構成員の過半数が出席されておりますので、本会議が有効に成立したことを報告します。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

それでは、議事に入ります。

議題「介護保険施設等の整備承認について」を、事務局から説明してください

【豊田加茂福祉相談センター 早川主査】

豊田加茂福祉相談センターの早川でございます。

資料1「介護保険施設等の整備計画について」をご覧ください。県高齢福祉課が公表した令和元年9月30日現在の介護保険施設の整備状況を受け、1の事前相談票の概要にあるように、混合型特定施設入居者生活介護に関しまして、株式会社ほっとかん及び株式会社サンメディックから当センターに提出がございました。

次に、2の西三河北部圏域の整備計画でございますが、混合型特定施設入居者生活介護につきましては、令和元年9月末の許可定員は258人でございます。令和元年度目標数は278人であり、未整備分は20人となります。今回の整備枠協議分は20人ということで枠内に収まっております。

また、事前相談票の提出を受け、介護保険施設等の指定等に関する取扱要領に基づき、豊田市介護保険課に対し参考意見を求めました。その内容が裏面の3 豊田市介護保険課の意見ということで、概略を示させていただいております。豊田市としても、今回の整備について特段の問題がないものと考えておられる、とのことでした。

また、今回の整備は、既存の施設を転用して対応するとのこと、もし本会議で承認されれば速やかな事業開始が可能となるものと考えておりました、当センターといたしまして、特に支障がないものと考えております。

私からの説明は以上でございます。ご協議の程、よろしく願いいたします。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

ただいまの説明でご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

特にご質問等はありませんでしょうか。それでは、ご質問・ご意見も無いようですので、「介護保険施設等の整備承認について」につきましては、事務局案のとおり、とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

ありがとうございました。

挙手全員と認めます。

よって、本議案は全員一致で可決されました。

続きまして、報告事項1「豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について」を、事務局から説明してください。

【豊田加茂福祉相談センター 児童育成課 松浦課長】

豊田加茂福祉相談センターの児童育成課長の松浦と申します。よろしく申し上げます。

資料2をご覧ください。豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について、平成30年度の実績になります。まず最初に、年度別相談対応件数です。26年度から30年度まで5年間の対応件数になります。右端に参考で、全国と愛知県全体の虐待相談対応件数が挙げられています。

新聞やテレビの報道でご存知の通り、特に虐待対応件数というのは毎年右肩上がりに増加をしてきております。30年度の虐待対応件数は豊田加茂児相で516件となっています。2番目以降の表に、その内訳が挙げられています。相談対応件数と、援助活動件数ということで、1件の相談につき、どのくらいの援助活動が行われたか、という数字になっています。全体の件数自体は障害相談が、児童相談所で養育手帳の判定・交付を行っている関係で、件数としては多いのですが、1件当たりの援助活動件数としては、虐待相談が32.3ということで、かなり援助活動が行われていることが分かります。3番目の表が、受付経路ということになります。目立って多いのが警察等です。これはここ数年変わっていないのですが、この警察等というところに上がってくるのが警察から通告を受理して対応した件数になっています。子供の面前で、父母が激しい罵声を浴びせたり、暴力をふるったりなどの夫婦喧嘩をすると、それを心理的虐待の恐れがある、ということで、それを警察から児童相談所に通告され、それを受けて対応していくということで、かなりの比率を占めていることが分かります。

この表の中では、保育所、学校等の数が少なくなっていますが、基本的に豊田市の中では、保育所・学校等の所属からの虐待通告についてはまず市役所の方に通告をするように、といった形で指導されているので、市町村からの受付が多い、という形で現れます。

4番目の表については、被虐待児の年齢別・虐待の種類ごとの件数になります。性的虐待については全体の数が少ないのですが、それ以外については、突出したところなく、まんべんなく上がっているのかな、という印象を受けます。

5番目が、虐待相談の、主な虐待者ごとの数になります。実母・実父がほとんどを占めてくる形で、実母以外の母親、実父以外の父親というのは、継父や養父、継母や養母ということで、実父母以外の父母という形になってきます。

6番目の表が、虐待相談の対応状況になります。全体のなかで、施設入所、里親委託など家庭からの分離に至る件数というのはだいたい5%弱くらいになってきます。ほとんどのケースについては在宅で何らかの形の指導をして、地域での生活を継続しているという形になります。

最後、7番目が、一時保護の件数です。昨年度88件一時保護を行っています。網掛けに、今年度12月末の数字が入れてあります。年々一時保護の件数も増加しています。特に、2018年の3月に目黒区で5歳の女兒が亡くなった事件、まだ記憶に新しい所では、ちょうど1

年前の2019年1月に野田市で小学校4年生の女児が亡くなった事件を受けて、厚生労働省の方も、かなりこの虐待対策に力を入れているところもありまして、通告件数だけでなく一時保護の件数も増加をしているのも現状です。

豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況については以上になります。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明でご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

【トヨタ記念病院 岩瀬院長】

当院も、こういった救急に運ばれてくる児童の方で、DVであったものが増えているのですが、これ、明らかに少子化が進んでいるにも関わらず、豊田市の虐待が増えていて、これが全国や愛知県よりも増加率が高いように見受けられるが、これは、少子化の進行が豊田市は遅いのか、それとも豊田市は相談する閾値が低いのか、どのように考えればよいのでしょうか。

【豊田加茂福祉相談センター 児童育成課 松浦課長】

豊田市の少子化については、正確な数字を持ち合わせていなくてお答えできませんが、全国的に189という虐待通告のためのダイヤルがあります。相談の閾値が低くなっているという面があると思います。学校等の所属でも、今年度に文部科学省の方から学校向けの虐待対応の手引きが配布されていて、皆さんかなり意識高く虐待の発見と通告に取り組んでいただいているかと思えます。

【みよし市民病院 伊藤院長】

今、岩瀬先生のご質問の傾向についてですが、虐待の対応状況において、施設入所ではなく地域で見えていく状態の件数の割合は変わっていないのでしょうか。虐待のうち施設入所の割合が5%とのことですが、この数字はここ数年、変わっていないのでしょうか。

仮に閾値が低いだけの場合は、この施設入所などの重症の虐待の割合は増えないのかなと思ひまして。このあたりはいかがでしょうか。

【豊田加茂福祉相談センター 児童育成課 松浦課長】

過去の統計の数字を正確に把握していないので、はっきりとお答えすることができないのですが、在宅での指導の内容についても、愛知県内の児童相談所の年々精査をして、効果的な再発防止のためのプログラムを行っているところであります。重篤な内容のものについては、比較的通告の閾値が下がって、各所属でも気を付けてみて頂いている中で、比較的軽微な段階で市役所だとか児童相談所の方につながって、深刻な状況になる前に改善で

きるというところはあるのかと思います。ただ、今年度についてですが、性的虐待の件数が、既に昨年度の数字を上回っておりまして、その中でやはり家庭からの分離が必要な重症の虐待もやはり起こってきているというのが現状です。

【豊田西病院 坪井院長】

この虐待件数、例えば身体的虐待だとか心的虐待だとかが中心だと思うのですが、子供さん自身が発達障害であったりとか注意欠陥多動性障害が実はあって、親御さんたちもよくわからずに、とにかく躰と称してトラブルになったりとか、そういったケースというのは増えているのでしょうか。

あるいは、親御さん自身が発達障害とかADHDとかあって、子供さんに向けてしまうとか。こういった、虐待と精神疾患だとか発達障害の関係で何かわかることがありましたら教えてください。

【豊田加茂福祉相談センター 児童育成課 松浦課長】

これも正確な数字というわけではないですが、印象としては一時保護に至ってしまうような身体的虐待のケースでは、子供さんが何らかの発達に関する問題があったりだとか、親御さんの発達障害と思われるケースだとか、あるいは双方、つまり親御さんにも発達に偏りがあり、うまく対応できないところに、子供自身にもやはり発達の問題があって、育児負担が大きいところで、怪我をさせてしまうような虐待が起きてくるケースが、今年度もとても目立っていると思います。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

他にはよろしいですか。非常に件数も増えて色々大変かと思えますけれども、がんばってやっていただきたいと思います。

それでは、ご発言もないようですので、報告事項1を終了とします。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

続きまして、報告事項2「災害医療体制について」を、事務局から説明してください。

【衣浦東部保健所 成田専門員】

それでは、ご説明させていただきます。衣浦東部保健所の成田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元の資料3-1をご覧ください。この西三河北部圏域の災害医療体制につきまして、この1年に様々な動きがございましたので、この場をお借りしましてご報告申し上げます。

まず、経緯をお話させていただきます前に、この地域の現行の災害医療体制について改めて、ご説明申し上げます。資料3-1の左側をご覧ください。

仮に、南海トラフ地震などの大規模災害が発生しますと、まず豊田市の計画では、市の災害対策本部の設置のほかに、医療救護本部および市内の交流館に応急救護所が設置されます。市は、市内各所の医療ニーズの把握に努め、また我々保健所が設置する地域災害医療対策会議に参画し、関係機関との情報共有をはかり、例えば医療チームや医薬品等の支援を要請することとなっております。

みよし市の計画もほぼ同様で、市は災害対策本部と医療救護本部を設置し、必要に応じて市内 4 つの中学校に応急救護所を開設し、地域災害医療対策会議に参画することにより、関係機関との情報共有をはかり、医療チームや医薬品等の支援を要請することとなっております。

また、私達衣浦東部保健所は、大規模災害の際には、豊田市保健所の一部を借用させていただきまして、西三河北部圏域地域災害医療対策会議という名目の拠点を設置させていただきまして、その場において地域災害医療コーディネーター、この圏域ではお二人の方がいらっしゃるわけですが、この方々のご助言のもと、様々な関係機関の方のお力をお借りしつつ、2次医療圏単位での医療資源の配置調整、患者搬送調整、市の医療支援などを行うための情報収集・分析、その他各種必要な調整を行うこととしております。

この、2次医療圏単位で、災害医療の調整拠点を設置することは、愛知県内のほぼすべての医療圏に共通しております。また、市町村と都道府県本庁との間に、一つ災害医療の調整拠点を保健所が中心となって設置することは、既にほかの災害でも先例があり、国の方針でもある、ということでございます。

次に、今回ご報告させて頂くことのお話の経緯でございますが、こちらは資料3-1の右上をご覧ください。南海トラフ巨大地震を想定した際に、愛知県では特に沿海部に重い被害が想定されておりますことから、今ご説明させていただきました、県保健所が設置する災害医療の拠点、つまり市町村と県本庁の間に設置される災害医療の調整拠点ですが、こちらの管轄範囲を変更するという案が、平成31年3月に愛知県保健医療局医務課から私ども県保健所ならびに市の保健所、その他関係機関に示されました。

この案の内容がどのようなものであったかにつきましては、資料3-1右側の表をご覧ください。現行の計画では、私ども衣浦東部保健所は、この西三河北部圏域の拠点を豊田市役所をお借りして設置し、それとは別に、西三河南部西圏域の拠点を、衣浦東部保健所庁舎あるいは刈谷市役所内に設置することとしております。今回の案は、この範囲を変更し、西尾市を除く西三河南部西圏域と北部圏域を一体的に調整する拠点を、衣浦東部保健所庁舎に設置するというのが案の内容でございました。また、この西尾市については、西尾市に立地しております西尾保健所の管轄に加えるという案でした。西尾保健所は、現行計画では西三河南部東医療圏、つまり岡崎市と幸田町を管轄する拠点を岡崎市民病院内に設置する計画ですが、ここに自らの庁舎が立地する西尾市を管轄に加えるというものでした。

しかし、この変更案は、平時あまりつながりのない市同士を同じ所管として位置付けることから、懸念の声、反対の声が多く寄せられました。このため、この案は、施行されること

なく、継続審議という取扱いになり、災害医療体制については引き続き関係者と検討を続けるという取扱いになりました。なお、その後、この西三河地域では現行の体制に特に変更を加えないことが10月18日の愛知県医療審議会5事業等推進部会と12月16日の愛知県医療審議会で決定しております。

また、この災害医療体制については引き続き関係者と検討を続けるという取扱いになりましたため、衣浦東部保健所は、令和元年11月から12月にかけて、災害医療におきまして特に中核的な立場を担っていただけたと思われ、豊田加茂医師会、豊田厚生病院、トヨタ記念病院、足助病院、豊田地域医療センター、みよし市民病院の代表者ならびに関係者に意見聴取を行いました。

その6団体の皆様の意見内容が、資料の3-2になります。中ごろの2. 主な内容をご覧ください。代表的なものをご紹介します。

などといったご意見でございまして、平成31年3月に医務課が提示した案そのものや、案の内容に対する賛成意見はありませんでした。6団体中5団体が現状通りの医療圏に準拠した管轄とすることを希望されており、残る1団体も、平成31年3月に医務課が提示した案に対する支持意見ではございませんでした。

以上、繰り返しになりますが、来年度以降の災害医療体制については、すでに10月18日の愛知県医療審議会5事業等推進部会と12月16日の愛知県医療審議会、現行体制からの変更は加えられておりません。今回ご報告させていただきました6団体の方からのご意見につきましては、この保健医療福祉推進委員会終了後に、愛知県保健医療局医務課に今後の参考として、報告させていただく予定でございまして。

報告については以上になります。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

はい、ありがとうございました。

ただいまのご説明に、ご質問・ご報告ございましたら、よろしくお願いいたします。

【衣浦東部保健所 津嶋次長】

すいません、次に、豊田市保健所所長の竹内先生から、補足のご説明をよろしくお願いいたします。

【豊田市保健所 竹内所長】

豊田市保健所の竹内でございます。愛知県さんの報告の後に、大変僭越ではございますけれども、この地域にとって重要なことですので、私のほうから補足の説明をさせていただきます。

1枚、追加の資料をお配りしております。そちらの方をご覧ください。

経緯について、先ほどの説明は非常にさっくりと同年 4 月以降反対意見が多かったとのことでしたが、全くご存知のない皆様にもいらっしゃいますので少し詳しくご説明させていただきます。

平成 31 年 3 月、愛知県さんの資料にございましたように、新しい見直し案の提示を、私どもは受けました。7 月になり、愛知県さんが非常に多くの関係者、看護協会や消防や警察関係者の方々も呼ばれまして、この案の提示を県庁からされました。

そのときにも私どもをはじめ、多くの反対意見が出たのですが、その後、この案についてどうするかというご連絡がなにも無いまま、ある意味、私ども放置されたということもございまして、3 中核市で、災害のことでこういうことをやって頂いては困るということで、3 中核市の保健所長の連名で、愛知県保健医療局の局長さんに、3 市公印を押した正式文書で要望書をお出しいたしました。

要望書は本日は参考資料としてはつけてはおりませんが、要望書の文言について、少し読ませて頂きます。県が提示されました案のとおりご提案していただいているところですが、これは発災後の時間経過に伴う県市間の情報伝達経路の変更や、この一文は今ご説明頂いていないところになりますが、情報伝達経路の変更や西三河地域においては従来のどの行政区域とも異なる区域割を想定していることなどから、関係機関の混乱を誘発し、地域における効果的・効率的な災害対策の展開を妨げるものと考えられるため、いったん取り下げて頂くようお願い申し上げます。また、各地域の実情や意見を改めて十分に勘案し、発災時においてより実効性のある体制を整備して頂きますよう、重ねてお願い申し上げます、という内容です。この内容で、3 市で公式文書でお願いを申し上げます。

8 月 28 日にお願いをしたのですけれども、愛知県さんと面談をさせて頂いたのが 10 月でございまして。豊橋市さんとは都合が付かなくてですね、岡崎市さんの所長とともに、見直しに関する協議に行きまして。この公式要望書に重ねて、地域の中のことは地域で協議して決めさせて頂きたいということをお願い申し上げましたところ、局長さんの方からはそこに書いてあるような趣旨のご回答を頂きました。

特に、最後の 4 つめのところを見て頂きたいのですけれども、地域のことは各地域の基幹保健所を中心に、関係する自治体関係者で、当事者の参加する場において協議するという内容で、県庁の方にご回答頂いたと私どもとしては認識しております。

しかしながらですね、その後なかなかこの話が進まなかったものですから、私の方から改めて 12 月に、衣浦東部保健所長様の方に、以下の 3 点を申し上げたところでございます。

1 点目の、当市とみよし市様の方の意見は聞いて頂きました。しかし、私ども以外、7 月 9 日に呼ばれた他の関係者の方達は、これっきりになっていると思います。急なご説明があって、反対意見を言ったんですけれども、それっきりになっているかと思っておりますので、そのあたりの仕切り直しを、行政責任として頂きたいと思っております。またですね、今、意見聴取したものをそのまま県庁にお返しするというような話でしたけれども、私どもはきちんと地域のことは地域で話して決めるということをお願い申し上げまして、県

の方にもご理解いただいたと思っておりますので、地域から関係機関と合意の上で、地域の体制を確定することということを衣浦東部保健所さんをお願いしているところでございます。

追加説明は以上ですが、ちょっと今途中で私の要望が混ざってしまいましたが、ついでに要望を少し、よろしいですか。

【衣浦東部保健所 丸山所長】

どうぞ

【豊田市保健所 竹内所長】

ということですので、県庁に返すということではなくて、早急に当地域の体制を、地域主導で、決定していただくようお願いしたいと思います。来年度は、審議会の方で、現状を肯定して頂きましたという風にご説明がありましたけれども、じゃあ再来年度のことはまだ継続審議なのかということでございます。

災害というものは今起こるかもしれませんので、早く、この地域の体制を確定してですね、それに基づいて腹を決めて準備をしていくべきだと思います。他の地域では、すでに会議の立ち上げの訓練をされているところもあると聞いておりますので、とりあえず来年は現行ね。で、継続審議ね。というのはいい加減やめていただきたいです。早急に地域のご意見をまとめて、地域としてこうやって行くんだという風に腹を決めていただいて、それを先ほど提案した様に 7 月に集めたまま放置している他の関係者の皆様を含めて、早急に、地域の体制を固めて頂きたい。というのがお願いでございます。それを踏まえて、今後、どのようにやっていかれるかについて、お答えいただければと思います。すいません、お時間を頂きまして、ありがとうございました。

【衣浦東部保健所 丸山所長】

まず、所管区域の見直しに関する事で、7月に皆様にお集まりいただいたこと、大変感謝を申し上げます。本来は、医務課より説明があるのが筋でございますけれども、私が代わってお詫び申し上げたいと思います。

一応、お断り申し上げたいのは、豊田加茂医師会を始め基幹病院には私が直接意見を伺ったということと、皆様に改めて説明しなおす場のことについては、この場が、その場という風に私ども認識しておりまして、もし皆様から何かございましたら、ご意見を頂戴したいということでございます。それから、地域の皆様が大反対だということについては私が十分にその場に居たので理解しておりますので、あくまで、地域の意見が反対であるということは分かっております。

しかし、大変杓子定規で恐縮ではありますが、この災害時の所管区域につきましては、愛知県災害医療調整本部設置要綱ということで、県の内規ですけれども、保健医療局長が定め

るという規則になっております。あくまでこのことについては、地方機関には権限がございません。それを重々ご理解をいただいたうえで、この皆様からの意見を県に伝えたいと思います。その点をご理解頂きたいと思っています。以上でございます。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明2つあったのですが、ご質問・ご意見などございましたら、よろしく申し上げます。

【豊田市保健所 竹内所長】

豊田市の竹内でございます。今のお答えは、ちょっと分からなかったのですが、今回のこの会議が意志決定の場であるというようなお答えなのか。

【衣浦東部保健所 丸山所長】

ご意見を伺う場であり、実際に災害医療対策について現行のままの区域でやっていくわけでございますので、それについては、本当は実務的な協議のうえ、今年度は豊田市さんと立ち上げ訓練等をやりたかったのですが、そういったこともこのような事情でできなかったことは大変残念です。

そういったことで、実務的な協議の場というのはこの場ではありませんけども、あくまでこの場は、この地域の保健医療福祉の代表者の方がいらっしゃいますので、その場で皆様にご意見を承ればそれを県の方に伝えたいということです。協議の場については、改めてどうするかということについては事務方に伝えたいと思います。

【豊田市保健所 竹内所長】

ということであればですね、私が要望したとおり、一刻も早く地域の意見をまとめて、この地域はこれでやると、継続協議ではなく、もう来年度だけではなく、これでやっていくというのを早急にまとめていただきたい。7月に呼んだ他の関係者の皆様を含めてしっかりと周知をして、早く準備を始めていただきたいと思いますので、一刻も早くこの地域の意見をまとめて下さい。

それを県の承認を得なければいけないというのであれば、こういうバラバラとした箇条書きの意見を県にお返しするだけでなく、こういう意見が出たので、こういう体制で私どもの地域はやっていきたいという、ご承認くださいというのを、県庁に早急に上げていただきたいと思います。もう1年も、決まらないまま、それに基づいた訓練もできないまま、ということであれば、災害は本当に今起きるかもしれませんので、一刻の猶予もないと考えておりますので、早急に進めていただきたいというのがお願いと意見でございます。よろしく申し上げます。

【衣浦東部保健所 丸山所長】

早急に事務方同士でよく連絡して参りたいと思います。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

両保健所で、密接に連絡を取り合って、すすめていただければと思います。

他にはご意見等はよろしいですか。

それでは、そのほかにご発言もないようですので、報告事項2を終了します。

最後に全体を通じて、何かご意見・ご質問など、ありますでしょうか。事務局から何か連絡はありますか。

【衣浦東部保健所 津嶋次長】

資料4をご覧くださいと思います。今年度10月25日に、愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名に更新がございましたので、ご報告させていただきます。

この西三河北部圏域における変更点ですが、2番「脳卒中」の体系図に記載されている「医療機関名」の回復期リハビリテーション病棟の届出病院に、新たに豊田若竹病院が加わっております。

この点のほかには、本圏域では変更はございません。他圏域の状況や保健医療計画全文などは、本紙収載のURLをご参照いただけますと幸いです。保健医療計画(別表)の更新に関しては以上です。

そのほか、今年度第1回の保健医療福祉推進会議でご報告させていただきました、愛知県外来医療計画ならびに医師確保計画に関してですが、こちらは来月17日に開催予定であります。愛知県医療体制部会で承認ののちに、各構成員様まで書面送付させていただきますので、ご承知おき下さい。

事務局からは以上です。

【豊田加茂医師会 渡邊会長】

それでは、これもちまして「令和元年度西三河北部圏域第2回保健医療福祉推進会議」の議事を終了させていただきます。

【衣浦東部保健所 津嶋次長】

ありがとうございました。

お帰りに際しましては、交通事故には十分気をつけてお帰りください。